

【記者発表資料】
令和4年1月21日
道路建設課，鹿児島県道路公社

指宿有料道路Ⅲ期の山田 I Cがフルインター化されます ～令和4年4月1日(金)供用開始予定～

指宿有料道路Ⅲ期の山田 I Cについては，利用者の利便性向上を図るとともに，周辺住宅地の混雑緩和を図ることを目的に，フルインター化に向け，鹿児島県道路公社において，鋭意，整備を進めてきたところですが，この度，令和4年4月1日(金)に開通できる見込みとなりましたので，お知らせします。

なお，新たに設置する「山田第2料金所」には，ETCレーンも配置することから，ETC利用者には，山田料金所と同程度のETC割引率が適用されます。

1 開通日

令和4年4月1日(金)

※開通時間及び式典の開催については，別途，お知らせします。

2 事業概要

場 所：鹿児島市 山田町

事業費：62.5億円

(山田 I Cフルインター化：47.1億円)

(ETC設置：15.4億円)

事業期間：平成28年度～令和3年度

事業主体：鹿児島県道路公社(有料道路事業)

3 通行料金の詳細

山田第2料金所を利用する車両の料金は下表のとおり

	普通車	大型(I)	大型(II)	軽自動車
現金利用	100	150	350	50
ETC利用	90	120	280	40

※ 障害者割引(割引率5割以内)は継続
(普通車50円，軽自動車30円，大型 I・IIは適用なし)

※ 山田料金所の料金は改定なし

【担当課】
道路建設課 課長 木佐貫 浄治
電話：099-286-3531(直通)

指宿スカイライン
山田インターチェンジ
フルインター化
～山田第2料金所～

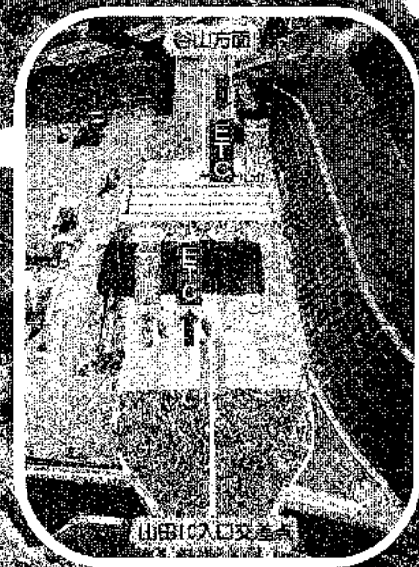
開通

令和4年

4月1日

谷山方面
との乗り降りが可能

山田第2料金所



【撮影：令和4年11月】

至谷山IC

至鹿児島IC

山田IC入口交差点

料金表

山田第2料金所料金表

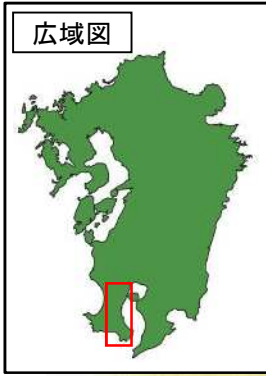
	通常料金	ETC料金
軽自動車	50円	40円
普通車	100円	90円
大型車(1)	150円	120円
大型車(2)	350円	280円

山田料金所料金表

	通常料金	ETC料金
軽自動車	210円	190円
普通車	330円	290円
大型車(1)	500円	410円
大型車(2)	1,160円	960円

※消費税含む(10%)
※ETC料金は、原則としてETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行した場合に適用されます。
※中山IC～鹿児島IC、山田IC～鹿児島ICは現在の料金と同じです。

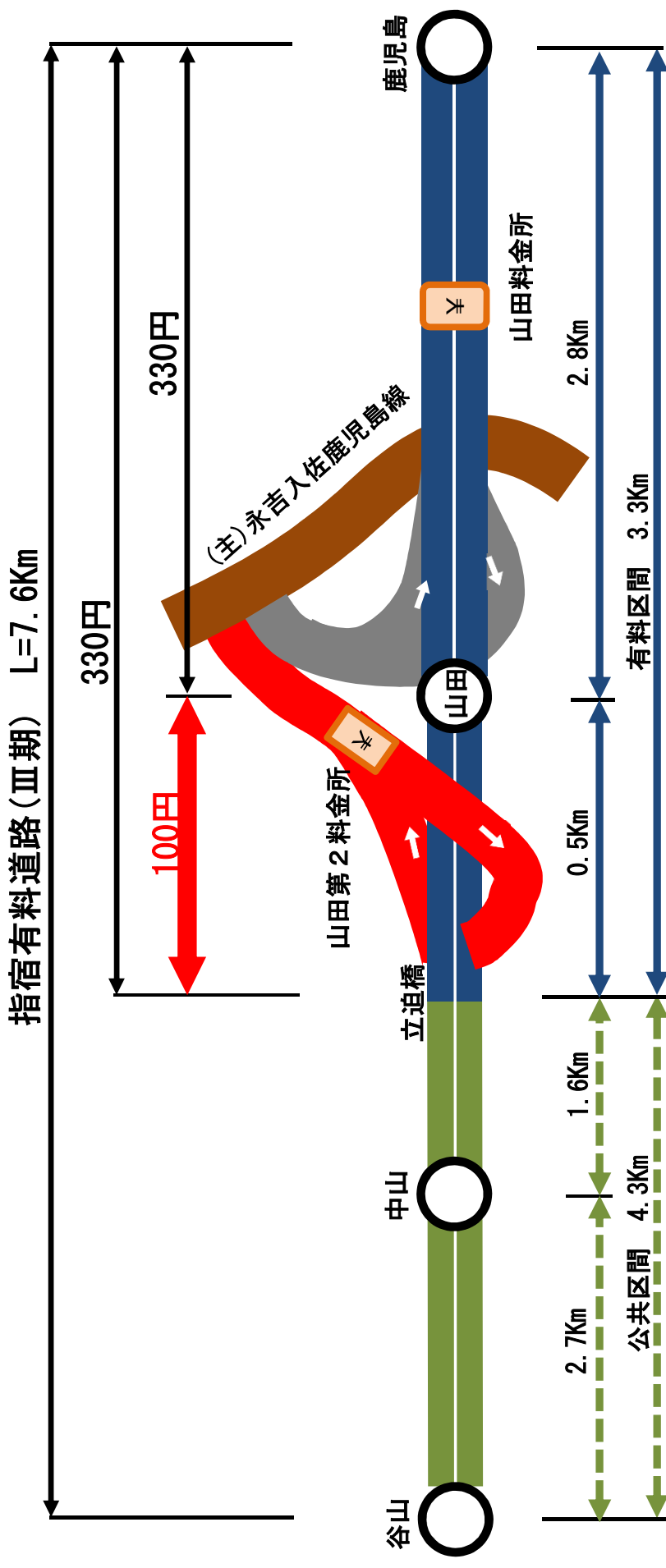




指宿有料道路 路線概要図



指宿有料道路 山田ICのフルインター化に伴う料金設定について



	中山IC～山田IC (山田第2料金所)		山田IC～田上IC,中山IC～田上IC (山田料金所)	
	現金利用	ETC利用	現金利用	ETC利用
普通車	100円	90円	330円	290円
大型車 I	150円	120円	500円	410円
大型車 II	350円	280円	1,160円	960円
軽自動車	50円	40円	210円	190円

車種区分（道路運送車輛法の分類による）

区分表1 鹿兒島IC～山田IC

車種	車種区分
軽自動車等 	【軽自動車(軽二輪自動車)】(125cc超～250cc以下)注1) 【軽自動車】(660cc以下) 【小型特殊自動車】 【小型自動車(小型二輪自動車)】(250cc超)注1)
普通車 	【小型自動車】(2000cc以下) 【普通乗用自動車】 【普通貨物自動車】(3車軸以下、車両総重量8 t 未満かつ最大積載量5 t 未満) 【マイクロバス】(乗車定員11人以上29人以下、かつ車両総重量8 t 未満) 【牽引自動車】(軽自動車群による2車軸以上の牽引または普通車群による1車軸牽引)
大型車 (I) 	【普通貨物自動車】(車両総重量8 t 以上又は最大積載量5 t 以上のもので3車軸以下、車両総重量が車長及び軸距に応じて25 t 以下のもので4車軸のもの) 【トレーラー】(3車軸) 【バス】(路線バスまたは路線バス以外で車長9m未満かつ乗車定員29人以下) 【サロンバス】(乗車定員29人以下) 【普通貨物自動車】(トラクタ単体で3車軸含む) 【牽引自動車】(普通車群による2車軸以上の牽引または大型(I)群による1車軸の牽引)注2)
大型車 (II) 	【普通貨物自動車】(4車軸以上で、大型(I)に区分される普通貨物自動車以外のもの) 【大型特殊自動車】 【バス】(路線バス以外で車長9m以上または乗車定員30人以上) 【牽引自動車】(大型(II)による2車軸以上の牽引)注3)

注1)条件つき2人乗り通行可 ただし、道路交通法第71条の4第3、4項により、大型自動二輪車免許又は、普通自動二輪車免許を受けた者で、年齢20歳以上、同免許を受けていた期間が3年以上あれば、高速自動車国道及び自動車専用道路において自動二輪車(125cc超)を運転する場合、2人乗りが可能である。(平成17年4月より)

注2)旧区分では車軸数の合計が3のもののみだったが、軽自動車で牽引するのは、4車軸でも「普通車」扱いとする。

注3)旧区分では車軸数の合計が3のもののみだったが、普通車で牽引するのは、4車軸でも「大型(I)」扱いとする。